

第 1 回懇談会でのご意見を 踏まえての検討結果

— CONTENTS —

1	検討事項		2
2	検討結果		3
3	その他修正事項		9

1 検討事項

■ 第1回懇談会で挙げた検討・修正事項

－ 検討事項 －

検討事項①

下水道事業の経費回収率の算定方法の見直しについて

検討事項②

配分ルールの見直しについて

検討事項③

配分ルールの適用条件の見直しについて

－ その他修正事項 －

修正事項①

本取組の概要の修正

修正事項②

その他軽微な修正

検討事項①

下水道事業の経費回収率の算定方法の見直しについて

■ 問題点

下水道事業の経費回収率の算定方法は他の事業とは異なり、公費負担分を原価から控除している

→他の事業に比して公平性を欠いていることが懸念される

■ 算定方法

$$\text{経費回収率（\%）} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費} - \text{公費負担分}} \times 100$$

公費負担分(一般会計からの繰入金)が控除されていることから、分母が低い数値になるので、経費回収率は、高い数値となる

■ 比較分析

素案で採用した総務省ルールと検討案での経費回収率の比較は以下の通り

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
汚水処理費から公費負担分を控除（総務省ルール）	138.0%	125.7%	121.8%	117.9%	115.6%	113.5%	112.6%	112.4%	111.1%	112.2%	112.6%	112.6%	112.1%
汚水処理費から公費負担分を控除しない(検討)	112.3%	104.2%	100.5%	97.6%	95.8%	96.0%	95.3%	95.3%	94.4%	95.3%	95.7%	95.7%	95.3%

→公費負担分を控除しない場合、経費回収率は大幅に悪化し、R9には100%を下回る見通しとなる

■ 検討内容

総務省ルールでの算定方法と公費負担分を控除していない算定方法のどちらがより適切かを検討する

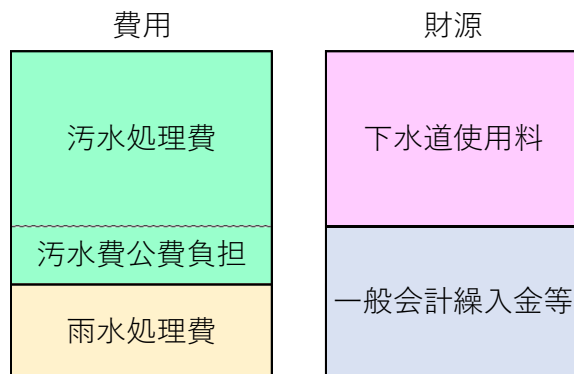
検討事項①

下水道事業の経費回収率の算定方法の見直しについて

【検討のポイント①】 下水道事業の使用料算定の考察

<下水道使用料の考え方>

下水道事業の使用料算定における収支イメージ



使用料で回収すべき経費は公費負担分を除いた部分となっており総括原価から控除されている
つまり、汚水費公費負担と雨水処理費は、使用料で回収すべき経費ではなく、一般会計が負担すべき経費と位置づけられている

➡ 以上のことから、使用料の算定ルールでは総括原価に公費負担分が含まれていないにも関わらず、経費回収率の算定においてこれを含めると本来、一般会計が負担すべき費用まで使用料で回収した場合の値となり、意図的に下水道事業の経費回収率を下げているとみなされる恐れがある

【検討のポイント②】 公表値との矛盾

料金(経費)回収率は経営分析比較表にて総務省が公表しているものである

➡ 公費負担分を控除しない方法に算定方法を改めた場合、公表値と異なる数値を採用することに加え、使用料の算定ルールと経費回収率の考え方に矛盾が生じ、説明が困難である。

■ 検討結果

下水道事業の経費回収率について、算定方法は改めず、素案の通り総務省が定めた算定方法を採用する
ただし、総務省が定めた算定方法に変更があった場合は、その算定方法に改める

検討事項②

配分ルールの見直しについて

■問題点

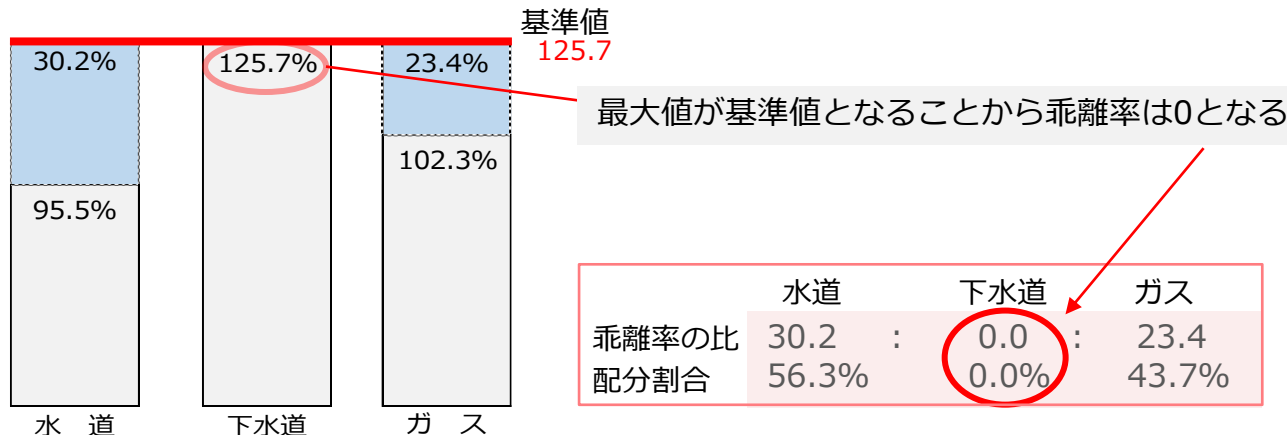
料金(経費)回収率が最も高い事業に対して通常の運用益を上回る部分が配分されないことから最も高い料金(経費)回収率となった事業は、本取組によるメリットを享受できない

➡本取組の主目的は、運用益の配分を通じて経営状況の改善を図り、企業局全体での健全経営の実現を目指すものである
本取組は、その実現のためにガス事業を主体に3事業の資金を活用した取組であり、主目的を実現しつつ、更にすべての事業がメリットを享受する仕組みを構築すべきである

■分析

素案 ✓三事業の内、最も高い料金(経費)回収率を基準値とし、事業ごとに求めた基準値からの乖離率の比で配分する
(以下、「乖離率の比」という)

【算定イメージ】



➡よって最も料金(経費)回収率が高い事業には通常の運用益を上回る部分は配分されず、配分される運用益は大口定期預金利息相当額である通常の運用益のみとなることから、本取組によるメリットを享受できないことになる

料金(経費)回収率が最も高い事業にも本取組のメリットを見出すことで、すべての事業にとってメリットが享受できる仕組みを構築するためには、配分ルールの見直しが必要

検討事項②

配分ルールの見直しについて

■ 検討結果

新たな配分ルール

STEP① 基金による運用益の内、**通常の運用益について積立割合に応じて配分する**

STEP② 通常の運用益を上回る額の**3 %を料金(経費)回収率が最も高い事業に配分する**

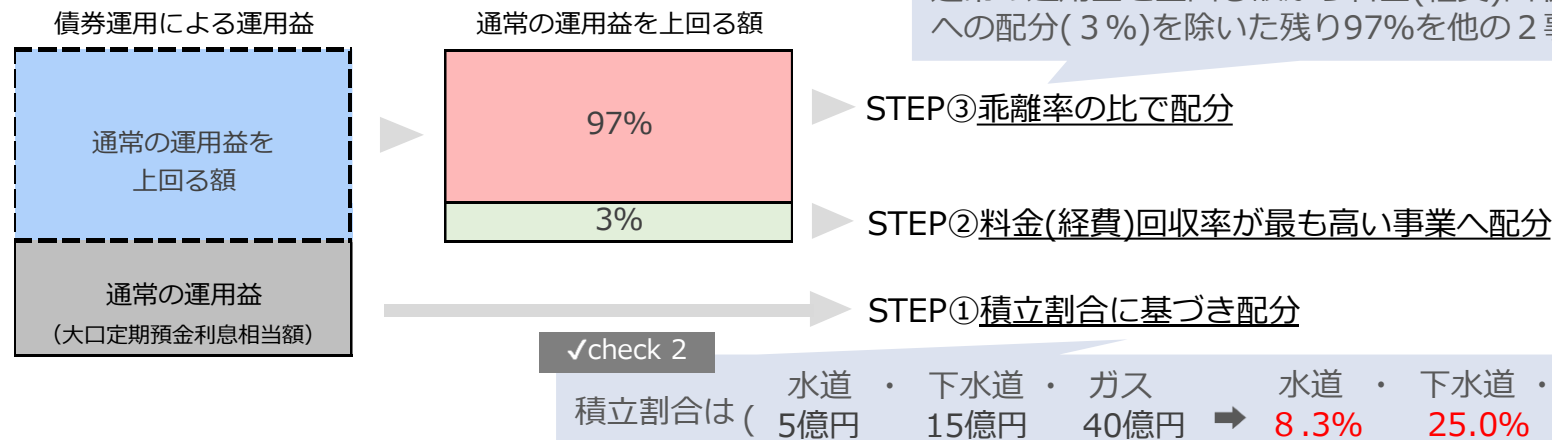
STEP③ 残額(通常の運用益を上回る額の97%)を**乖離率の比**で配分する
ただし、配分割合が3 %以下となる場合は3 %とし、残額を残りの事業に配分する

➡積立割合を考慮した上で、すべての事業がこの取組によるメリットを享受することが可能

✓check 1

STEP2の料金(経費)回収率が最も高い事業への配分割合は、経営状況の悪い事業への配分をできる限り確保することや、最も料金(経費)回収率が高い事業へも一定程度、配分することに加え、各事業からの基金への積立割合や将来的な積立割合の変更の可能性、水道料金算定要領における資産維持率の標準的な値などを総合的に考慮した上で、3 %とした

【全体のイメージ】



2 検討結果

該当ページ

P 21

検討事項②

配分ルールの見直しについて

【STEP②③のイメージ】

R 7の料金(経費)回収率からR8の配分割合を試算

■STEP③他の2事業(水道・ガス)への配分の算定

✓check 1

最も高い料金(経費)回収率は下水道事業の125.7となり、この値が基準値となる

基準値
125.7

乖離率の算定式

	基準値	料金(経費)回収率	乖離率
水道	125.7	95.5	30.2
ガス	125.7	102.3	23.4

■運用益の配分比(乖離率の比)

水道	ガス
30.2	23.4

✓check 2

STEP②で3%を配分していることから乖離率の比の合計が97となるように換算する

■STEP②最も料金(経費)回収率が高い事業(下水道事業)へ配分

通常の運用益を上回る額

97%

3%

30.2%

95.5%

水 道

125.7%

下 水 道

23.4%

102.3%

ガ ス

■通常の運用益を上回る額の配分割合(%)

水道	下水道	ガス
54.7%	3.0%	42.3%※

✓check 3

STEP③ただし書き(P6参照)について

※料金(経費)回収率の変動により、ある年のこの値が3%以下となる場合に3%とすることによって、残りの事業(この場合の水道事業)への配分は94%となる

■配分割合の推移

	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18
水道	54.7%	57.3%	59.5%	55.0%	61.7%	61.9%	64.2%	63.7%	72.8%	71.0%	68.1%
下水道	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
ガス	42.3%	39.7%	37.5%	42.0%	35.3%	35.1%	32.8%	33.3%	24.2%	26.0%	28.9%

検討事項③

配分ルールの適用条件の見直しについて

■問題点

すべての事業が料金(経費)回収率100%を下回った場合に配分ルールを適用しないのであれば、本取組が形骸化する恐れがある

■検討内容

【検討のポイント①】事業の健全な運営

この取組に関して、資源エネルギー庁より「運用によりガス事業の健全な運営に影響があるとみられる場合は、直ちに見直しをする等対応いただきたい」と意見をいただいている

➡よって料金(経費)回収率が100%を下回るような経営状況において、配分ルールを適用した場合、事業の健全な運営に影響する可能性があることから、配分ルールの適用は事業運営に影響を与えない程度にとどめるべきである

【検討のポイント②】見直しの検討

すべての事業の料金(経費)回収率が100%を下回る状況が続く場合においては、より適切に経営状況に応じた配分ができるような新たなルールを検討する

➡経営の柔軟性を確保しつつ、経営状況に応じた配分を継続することが可能となる

■検討結果

すべての事業が料金(経費)回収率100%を下回った場合、配分ルールを適用しない
また、このような状況が続く場合においては、配分ルールの見直しを検討する

3 その他修正事項

修正事項①

本取組の概要の修正(P 9 (1))

素案

公営企業会計（3会計）の資金を一括運用するための基金を条例により設置する。当該基金で資金運用を行い得られた運用益は、一定のルールに基づき、基金への積立割合に応じた配分に限らず、各会計の経営状況に応じた運用益の配分を実現する

案

公営企業会計 3 事業の資金を一括運用するための基金を条例により設置する
当基金においてガス事業が保有する資金を主体として、3 事業の資金を一括運用し得られた運用益の内、大口定期預金による運用益相当分(以下、通常の運用益という)については、積立割合に応じて配分した上で、通常の運用益を上回る部分を一定のルールに基づき、各事業の経営状況に応じて配分することで3事業すべての収支改善を図るものである

➡この修正により、「ガス事業会計が保有する資金の有効活用策」はガス事業のみではなく、企業会計 3 事業で協力して収支改善を図ることが目的であると説明できる

修正事項②

その他軽微な修正(P 11)

運用手法	メリット	デメリット	金融商品	評価			判定
				安全性	流動性	効率性	
売買目的	・ 金融市場の状況は長期的に成長しているため、長期間の保有により利益を計上できる可能性が高い ・ 時価変動による大きな売却益を狙える ・ 資金需要が生じた場合に保有している有価証券等を売却することで、一時的に資金調達が可能	・ 期末評価損益が発生し、損失を計上した場合、市議会やお客様への説明責任も生じることとなる ・ 時価変動の見極めには高度な知識が必要であり、損失を計上するリスクがある	・ 株式 ・ 債券 ・ 不動産 ・ 商品(金など) ・ 投資信託 など				

➡高度な知識と表現することで、時価変動の見極めは相当難しいものであると説明できる